

# 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する 実施計画変更認可補正申請について

2023年3月24日

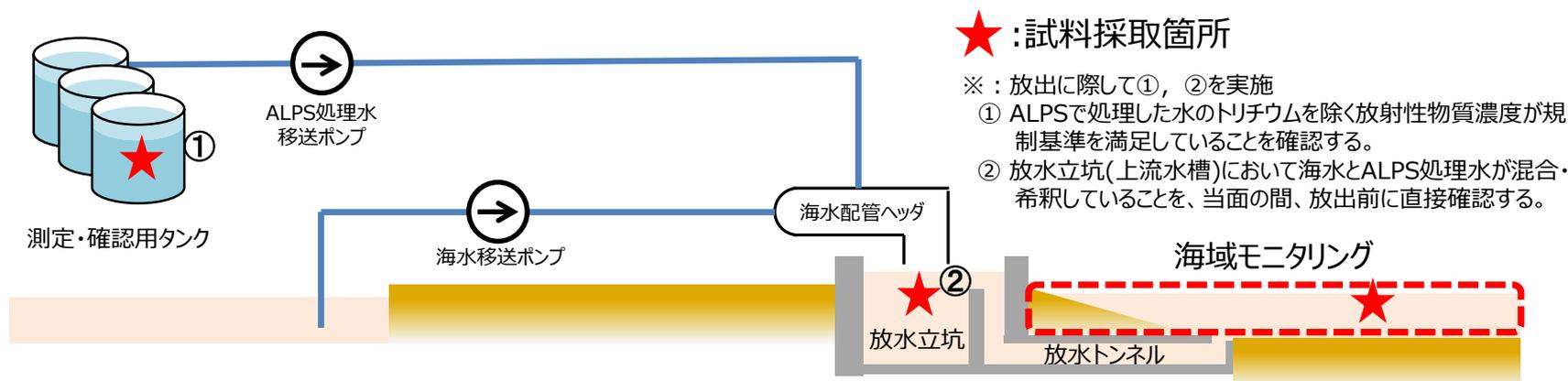
**TEPCO**

---

東京電力ホールディングス株式会社

- 2022年3月24日に「多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の取扱いに関する海域モニタリング計画」を公表し、モニタリングの測定点・測定対象・測定頻度を増やしました。放出前から環境の状態を把握するため、2022年4月から同計画の運用を開始しています。
- また、2022年7月に認可をいただいた実施計画には、海域モニタリングで異常値が検出された場合にALPS処理水の海洋放出を停止することを定めています。
- 2023年2月1日に開催された原子力規制委員会の会議※において、海域モニタリングにおける異常値の考え方を現在審査中の実施計画に追加するよう指示があったことを受け、補正申請では、異常値の考え方を追加しています。

※特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合
- なお、ALPS処理水の海洋放出にあたって、
  - ✓ トリチウム以外の放射性物質：希釈放出する前に規制基準を満足していることを確認
  - ✓ トリチウム：法令基準60,000Bq/Lの40分の1以下、WHO飲料水基準10,000Bq/Lの7分の1以下になるまで大量の海水で希釈
 することから、放出された時点で「希釈されたALPS処理水」は安全な状態にあると考えています。



- 海域モニタリングにおいて、海洋放出を一旦停止する際の判断に用いる「異常値の考え方」として、以下の内容を追加して、2023年2月20日に実施計画の補正申請を行いました。

項目	内容	
実施計画	<p>海域モニタリングにおける異常値とは、迅速に状況を把握するために行う分析の結果から海水中のトリチウム濃度が以下の①または②に該当する場合を言う。</p>	
	<p>①：放出口付近においては、政府方針で定める放出時のトリチウム濃度の上限値である1,500Bq/Lを、設備や測定の不確かさを考慮しても上回らないように設定された放出時の運用値の上限を超えた場合</p>	<p>②：①の範囲の外側においては、分析結果に関して、明らかに異常と判断される値が得られた場合</p>
	<p>①および②ともに、評価対象とする試料採取地点は、トリチウムの拡散シミュレーション等をもとに定めた総合モニタリング計画の試料採取地点の中から選定することとし、具体的な試料採取地点、異常と判断する設定値、および一旦海洋放出を停止した後に海洋放出を再開する場合の確認事項等、運用上必要な事項については、別途社内マニュアルで定める。</p>	
<p>なお、上記に加えて、総合モニタリング計画に基づくモニタリング全体において通常と異なる状況等が確認・判断された場合には、必要な対応を行う。</p>		
(補足) 異常と判断する状態	<p>大量の海水で希釈後のALPS処理水が、放出口から排出された後、海水中での拡散が進まず、トリチウム濃度が排出された状態から低減していかないまま、その領域が拡大している状態</p> <div style="text-align: center;"> <p>放出口周辺のイメージ図</p> <p>放出口</p> </div>	

# (参考) ALPS処理水希釈放出設備および関連施設の全体像

